

京都はぐくみ憲章 平成27年度「行動指針」

基本的な方策に関する行動

～子どもの存在を尊重し、
かけがえのない命を守るために～

**子どもの体験活動を進めるとともに、
交通安全対策に取り組みます。**

～子どもから信頼され、
模範となる行動に努めるために～

**社会のルールやモラル、マナーを守り、
子どもの模範となるよう努めます。**

重点行動

～子どもを育む喜びを感じ、
親も育ち学べる取組を進めるために～

**保護者自身が育ち学び、親同士や
地域の人とのつながりを広げます。**

～子どもが安らぎ育つ家庭の生活習慣と
家族の絆を大切にするために～

**「早寝・早起き・朝ごはん」や読書、
家族共同での家事を推進します。**

～子どもを見守り、人と人が支え合う
地域のつながりを広げるために～

**互いの挨拶・声かけを行うとともに、
課題を抱える子どもと家庭を支援します。**

～子どもを育む自然の恵みを大切にし、
社会の環境づくりを優先するために～

**エコライフや真のワーク・ライフ・
バランスを進めます。**



パンフレット・チラシや、紙箱、
包装紙、紙袋など「雑がみ」の
資源回収、リサイクルを進めよう！



緊急の方策に関する行動

重点行動

～児童虐待対策～

**児童虐待から
子どもの命を守ります。**



重点行動

～いじめ対策～

いじめから子どもの命を守ります。

～児童ポルノ対策～

**児童ポルノの根絶に向けた対策に
取り組み、子どもの人権を守ります。**

～薬物乱用対策～

**危険ドラッグや麻薬等の
薬物を子どもに乱用させ
ないよう取り組みます。**



～性感染症対策～

**エイズ等の性感染症を
子どもが正しく理解して
予防できるよう取り組みます。**



重点行動

～インターネット不適切利用対策～

～電子・映像メディア依存対策～

**インターネット通信端末機器の利用の
危険性・依存性から子どもを守ります。**

子どもたちの今と未来のために、 できることから始めませんか。



京都はぐくみ憲章

子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くために、京都市民共通の行動規範として制定された「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）」のこの憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がることを目指し、平成27年度の具体的な実践方策である「行動指針」を定めます。また、「行動指針」の中から4つの「重点行動」を掲げます。市民の皆様や各団体におかれては「重点行動」や「行動指針」に沿って実践を進めましょう。

京都はぐくみ憲章 平成27年度行動指針 4つの重点行動

- ☆ 児童虐待から子どもの命を守ります！
- ☆ いじめから子どもの命を守ります！
- ☆ インターネット通信端末機器の利用の危険性・依存性から子どもを守ります！
- ☆ 保護者自身が育ち学び、親同士や地域の人とのつながりを広げます！

<京都はぐくみ憲章 行動理念>

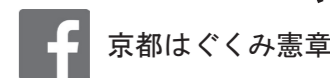
わたくしたちは、

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

詳しくはHPをご覧ください。

京都はぐくみ憲章

検索



京都市子育てアプリ

「京都はぐくみアプリ」

子育て関連のイベントや、

子育て支援施策の情報を気軽に入手！



【発行】平成27年6月
京都市保健福祉局児童家庭課
京都市教育委員会生涯学習部

TEL：075-251-2380
TEL：075-251-0456

FAX：075-251-2322
FAX：075-251-1013

京都市印刷物 第274263号

平成19年2月5日（育児ニコニコ笑顔の日）制定

京都はぐくみ憲章 平成27年度

児童虐待から子どもの命を守ります！

児童虐待は、子どもの権利を著しく侵害し、心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を及ぼすものです。このような事態に子どもが巻き込まれないよう、大人が子どもを守らなければなりません。

行動例

育ち学ぶ施設・京都市

- 保護者への積極的な声かけや情報提供により、児童虐待の未然防止を図ります。
- 児童虐待の兆候を見逃さず、早期発見し、迅速かつ適切に対応します。

地域住民

- 子育て家庭を地域全体で見守り、孤立化を防ぎます。
- 児童虐待を疑ったときは、ためらわずに児童相談所へ連絡します。

いち は やく
児童相談所全国共通ダイヤル： **189**



いじめから子どもの命を守ります！

いじめは、子どもの心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題であるとともに、人権に関わる重大な課題であり、人間形成の根幹に関わるものとして、総力を挙げて取り組まなければなりません。

行動例

保護者・地域住民・育ち学ぶ施設・事業者・京都市

- いじめを助長する風潮は断固として許しません。

保護者

- 子どもがいじめをしないよう、健やかで心豊かに育みます。
- 学校や関係機関と協力し、いじめ防止に向けて取り組みます。

地域住民・事業者

- 地域で子どもを見守り、健やかで心豊かに育む活動に取り組みます。
- いじめ問題への関心や理解を深め、いじめの防止に積極的に取り組みます。

育ち学ぶ施設・京都市

- 関係者の連携を強化し、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止の取組を進めます。

京都市

- 「いじめの防止等に関する条例」及び「いじめの防止等取組指針」に基づき、社会全体でいじめ防止等の取組を進めます。



「行動指針」 4つの重点行動

インターネット通信端末機器の利用の危険性・依存性から子どもを守ります！

スマートフォンや通信機能付きゲーム機等の急速な普及を背景として、Twitter・Facebook・LINE等のソーシャルメディアは、コミュニケーション手段の提供に積極的な役割を果たす一方、長時間利用による生活の乱れや、ネットいじめ、誘い出しによる犯罪被害等、子どもの健やかな育ちに大きな悪影響を及ぼしています。このようなソーシャルメディアを含むインターネット利用の危険性・依存性から、子どもを守らなければなりません。

行動例

保護者

- 子どもたちのインターネット利用の実態や危険性・依存性などの課題を十分に把握します。
- 正しい利用と生活習慣のため、家庭のルールを、子どもと一緒に作ります。
- インターネット通信端末機器に、フィルタリングとアプリ管理を設定し、利用状況を定期的にチェックします。

事業者・育ち学ぶ施設・京都市

- 子ども自身がインターネット利用について考え、「かしこく」使用できるよう支援します。
- 連携してインターネット利用の危険性・依存性に関する普及啓発に取り組みます。
- 保護者や育ち学ぶ施設職員向けの研修を充実します。



保護者自身が育ち学び、親同士や地域の人とのつながりを広げます！

地域の共同関係の希薄化や子どもを取り巻く社会環境の急激な変化は、子育てを困難なものにしています。保護者が喜びと共に子どもを育みながら、親として育ち学べる取組を地域ぐるみで進めなければなりません。

行動例

保護者

- 「親支援プログラム(ほっこり子育てひろば)」や子育てサロン等の、親として育ち学ぶ機会を積極的に利用します。

地域住民・育ち学ぶ施設・京都市

- 「親支援プログラム(ほっこり子育てひろば)」や子育てサロン等の取組を進めます。

育ち学ぶ施設・京都市

- 次に親となる世代に対する、子どもを生き育てることの素晴らしさも含めた啓発、教育等の取組を進めます。

